

議案第6号

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和3年11月29日提出

我孫子市長 星野順一郎

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保育事業者等が記録、作成等を行うものについて、書面に代えて電磁的記録により行うことができることとするとともに、条文を整備するため提案するものです。

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

我孫子市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで 略</p> <p><u>第6章 雜則（第49条）</u></p> <p>附則 (保育園等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>以下この条</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る</p>	<p>目次</p> <p>第1章から第5章まで 略</p> <p>附則 (保育園等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。<u>第3号</u>において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携</p>

連携協力をを行う保育園、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から4まで 略

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う施設として適切に確保しなければならない。

(1) 及び(2) 略

協力をを行う保育園、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

(1) 及び(2) 略

(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業をいう。以下同じ。）の利用乳幼児にあっては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号において同じ。）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

2から4まで 略

5 前項（第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適當と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 及び(2) 略

第48条 略

第48条 略

第6章 雜則

(電磁的記録)

第49条 家庭的保育事業者等及びその

職員は、記録、作成その他これらに
類するもののうち、この条例の規定
において書面（書面、書類、文書、
謄本、抄本、正本、副本、複本その
他文字、図形等人の知覚によって認
識することができる情報が記載され
た紙その他の有体物をいう。以下こ
の条において同じ。）で行うことが
規定されている又は想定されるもの
については、書面に代えて、当該書
面に係る電磁的記録（電子的方式、
磁気的方式その他の人の知覚によつ
ては認識することができない方式で作
られる記録であつて、電子計算機に
よる情報処理の用に供されるものを
いう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。